最終更新日：2017年12月21日
ＭーＣＲＩ・ＭＷ
代表取締役社長 押見正雄
問合せ先：03-6418-7083
証券コード：3698
http://www.cri-mw.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、「顧客」、「株主」、「社員」、「社会」といったあらゆるステークホルダーを重視しておりますが、その中でも、継続的に利益を伴った成長を遂げ、株主価値を拡大することが重要な経営課題の一つと認識しております。そのために、法令を遵守し、経営及び業務の全般にわたって透明性、客観性を確保するよう、取締役会、監査等委員会等の監督、監査機能の強化に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスに関する法改正への対応やより一層の投資家保護・株主重視の施策を図る所存であります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】**

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 株式会社セガホールディングス | 780,000 | 15.81 |
| ＣＲＩ・ミドルウェア従業員持株会 | 736,000 | 14.92 |
| 押見　正雄 | 402,000 | 8.15 |
| 古川　憲司 | 252,000 | 5.10 |
| 鈴木　久司 | 200,000 | 4.05 |
| 松下　操 | 143,000 | 2.89 |
| 鈴木　泰山 | 82,600 | 1.67 |
| 田中　克己 | 50,000 | 1.01 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 45,000 | 0.91 |
| 青山　幸雄 | 36,000 | 0.72 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
| 決算期 | 9 月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 片山　勝博 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 金成　壽及 | 他の会社の出身者 | | | | | △ | | △ | | | | |
| 和藤　誠治 | 弁護士 | | | | | | | | ○ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 片山　勝博 | ○ | ○ | ――― | 長年にわたる上場会社における経理部門での経験、常勤監査役としての経験と高い見識をお持ちの上、我々の業界についての理解も深いため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。 |
| 金成　壽及 | ○ | | ――― | 長年にわたる金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者および海外法人でのＣＦＯ（最高財務責任者）のご経験をお持ちであり、客観的見地で適切な監査をしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 和藤　誠治 | ○ | | ――― | 弁護士の資格を持ち、法律の専門家としての知見と、コーポレートガバナンス、コーポレート・ファイナンス、M&A等の分野における豊富なご経験をお持ちであるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 3 | 0 | 0 | 3 | 社外取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する社員の独立性を確保するため、その社員の人事及び独立性、実効性については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役にて意見交換を行い、適切に対応するものとします。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査グループは、監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っております。内部監査グループは会計監査人より監査状況について報告を受けており、必要に応じてJ-SOX評価や内部監査に反映しております。また、監査等委員会は、原則として月1回内部監査グループより監査結果の報告を受けるほか、四半期ごとに会計監査人から監査結果の報告を受け、必要に応じて監査に立会い、意見交換を行います。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 1名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対するモチベーションを高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員 |

### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対するモチベーションを高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会において定められた総額の範囲内で、業績を勘案しながら取締役会で定めております。報酬水準は他社状況等も勘案して適切なものとしています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、コーポレート本部にて行っております。取締役会の資料は、原則としてコーポレート本部より事前に送付し、社外取締役が十分検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前に説明を行っております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、平成29年12月21日開催の当社第17回定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
取締役会は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名の計7名で構成され、毎月1回の定例取締役会の他、必要により適宜開催しております。取締役会では、当社経営の意思決定機関として、監査等委員でない取締役の職務執行の監督、及び法令・定款・取締役会規程に定められた事項の決議ならびに報告をしております。
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(全て社外取締役)で構成され、毎月1回の定例委員会の他、必要により適宜開催しております。さらに監査等委員会は、内部監査グループ及び会計監査人と情報交換等の連携により、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

## 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役3名を社外取締役とすることで、経営監視機能を強化しております。
現状のコーポレート・ガバナンスの体制によって、ステークホルダーに対する社会的責任を果たすことができると判断しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主の議決権行使における議案の検討を十分に行って頂くため、株主総会招集通知の早期発送に向けて努めております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は9月決算であり、定時株主総会は集中日ではない12月の開催となります。 |

### 2．IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成･公表 | 当社ホームページに、ディスクロージャーポリシーを公表しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 定期的に開催しております。 | なし |
| アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 第2四半期及び通期の決算発表時において、決算説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IRサイトを開設して、有価証券報告書、適時開示書類、決算補足説明資料およびIRニュースを掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | コーポレート本部の広報･IR室が担当しております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | IR活動の基本方針として、全てのステークホルダーに対して、適切に会社情報を開示することは上場企業の責務であると認識しております。常に正確かつ迅速な会社情報の開示を行い、この責務を果たすことが重要であると考えております。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 社会の一員として、環境保全活動に前向きに取り組んでおります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社ホームページに、ディスクロージャーポリシーを公表しております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社及び子会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社は、取締役及び社員が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけております。取締役会等での議論を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底しております。
当社の取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督しております。また、監査等委員である取締役も出席し監査等委員でない取締役の職務の執行の適法性を監査します。
一方、法令等遵守に関する規程の整備を進め、社員の法令等の遵守意識の維持･向上を図っております。また、内部監査グループにより、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。子会社に対しても内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、年1回の内部監査を実施し、同様の手続きを行う体制としております。

2．当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社及び子会社は、取締役会議事録を作成し、保管する仕組みを構築しております。
また、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程等に基づいて管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。これらの事務手続きについては、コーポレート本部担当取締役が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、定期的に取締役会に報告しております。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社は、損失の危険の管理について、リスク管理シートを定期的に見直し、周知･徹底することにより、社内での意識づけを図っております。
また、当社は代表取締役社長直轄の内部監査グループを設置しており、内部監査グループは、内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施しております。内部監査グループ及び監査等委員会の監査により、法令又は定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとしております。同様に、関係会社管理規程に基づく、子会社に対する当社の内部監査グループ及び監査等委員会の監査により、法令又は定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、当社の代表取締役社長に直ちに報告し、子会社に対して指導又は勧告を行う体制としております。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。業務執行の監督については、取締役会規程により定められている事項に関し、すべて取締役会に付議することとし、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。日常の業務遂行につきましては、職務権限基準表、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。なお、業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やIT化を推進するほか、情報システム管理規程に基づき、総合的な情報の運用･管理を徹底しております。
また、子会社の取締役より、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について毎月報告を受ける体制をとっており、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行っております。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社からなる企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社の管理を担当するコーポレート本部は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、その社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する社員の独立性を確保するため、その社員の人事及び独立性、実効性については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役にて意見交換を行い、適切に対応するものとします。

7．当社及び子会社の取締役及び社員が監査等委員会に報告をするための体制
当社及び子会社の取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査等委員会に報告する体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、監査等委員でない取締役及び社員にその説明を求めることとしております。当社及び子会社の取締役及び社員は、監査等委員会が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。なお、内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その保護を図っております。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び社員は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めております。代表取締役社長は、監査等委員会が内部監査グループとの適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査等委員会は毎月1回定時に定例委員会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、決議、協議、報告及び情報交換を行うとともに、内部監査グループから監査結果の報告を、また、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

9．反社会的勢力による被害を防止するための体制
当社は、反社会的勢力に対して、「反社会的勢力排除規程」に基づき、以下のとおりの対応を行っております。
(1)反社会的勢力を排除するための社内体制の整備、外部専門機関との連係を行っております。
(2)反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理･蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連係等を行っております。
(3)契約書に暴力団排除条項を導入しております。

(4)取引先の審査等を行うとともに、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用しております。

１０．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備･運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

## ２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するために、「反社会的勢力排除規程」を制定し、全社員が参加する全体ミーティング等を利用して周知徹底を図っております。

また、コーポレート本部内に、不当要求を受けた場合の対応、連絡窓口等を定め、警察や関係団体と連携できるよう体制を整えております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

